六戸町文化・スポーツに関する表彰規則（抜粋）

（目的）

第一条　この規則は、六戸町民が当町の文化・スポーツ振興に著しく貢献したもの並びに、各種大会において優秀な成績をおさめたものを表彰することを目的とする。

（受賞者の範囲）

第二条　町民とは、住民登録者及び在住している者をいう。また、団体については、町内の学校及び町に登録されている団体を対象とする。

（表彰の種類）

第三条　表彰の種類は、次のとおりとする。

　一　文化賞

　二　文化奨励賞

　三　スポーツ賞

　四　優秀選手賞

　五　スポーツ指導者賞

（表彰基準）

第四条　前条に規定する表彰の基準は別表のとおりとする。

２　表彰は、個人又は団体に対して行うものとする。

３　表彰にふさわしくない行為が確認された場合は、申請時に除外することとする。

４　オープン参加の競技は、表彰の対象としない。

５　予選等の大会を経由し、得た賞のみを対象とする。

（表彰対象期間）

第五条　表彰対象期間は、一月一日から十二月三十一日までとする。

（表彰者）

第六条　教育委員会教育長がこれを行う。

（表彰の方法）

第七条　表彰は、表彰状（様式第一号～第五号）及び記念品等を授与して行う。

２　故人に対する表彰は、表彰状及び記念品等を遺族に授与して行う。

（推薦の方法）

第八条　各学校及び文化・スポーツ関係団体、所属団体は、第三条の各号に該当するものがあるときは、教育委員会教育長に申請するものとする。

２　前項の申請は、別に定める推薦書（様式第六号）により行う。

（決定の方法）

第九条　被表彰者の決定は、審議会に付し意見を聞き、教育委員会が決定する。

（表彰の回数）

第十一条　表彰者の表彰の回数は各賞一回とし、重複しないことを原則とする。また、一度受けた賞より下位の表彰は行わない。ただし、小中学生及び団体に関しては、この限りでない。

（表彰式）

第十二条　表彰式は、毎年行うものとする。

（その他）

第十四条　この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会教育長が別に定める。

　　　附　則

この規則は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。